

介護予防・日常生活支援総合事業

(介護予防訪問介護相当) 契約書別紙 (兼重要事項説明書)

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 古殿町社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字横川99番地1
代表者（職名・氏名）	会長 岡部 光徳
設 立 年 月 日	昭和58年03月24日
電 話 番 号	0247-53-4394

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	古殿町介護事業所「コスモス荘」	
サービスの種類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）	
事業所の所在地	〒963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字横川99番地1	
電 話 番 号	0247-53-4394	
指定年月日・事業所番号	平成28年03月01日指定	0773000179
通常の事業の実施地域	古殿町全域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事など日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 清拭、入浴介助、排せつ介助、食事介助、更衣介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 調理、洗濯、掃除、買い物など

5. 営業日時

営業日	日曜日から土曜日まで。(年末年始12月30日から1月4日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前6時から午後10時(早朝6時～8時、夜間18時～22時)

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
事業所管理者	常勤 1人、 非常勤 人
サービス提供責任者	常勤 2人、 非常勤 人
訪問介護員	常勤 2人、 非常勤 3人
登録訪問介護員	常勤 人、 非常勤 4人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者氏名	遠藤 智子
	生田 目 泰子

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、**原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額**です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合、本契約を解除させて頂くことがあります。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分：身体介護及び生活援助】

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス (みなし) I (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス (みなし)が必要とされた者 (事業対象者・要支援I)	11,760円/ 月	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス (みなし) II (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス (みなし)が必要とされた者 (事業対象者・要支援I)	23,490円/ 月	2,349円	4,698円	7,047円

訪問型サービス (みなし)Ⅲ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス (みなし)が必要とされた者 (事業対象者・要支援Ⅰ)	37,270円/ 月	3,727円	7,454円	11,181円
------------------------------	--	---------------	--------	--------	---------

・指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、所得に応じてその1割、2割又は3割の額とする。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、全額自己負担とし、サービス提供証明書を発行する。

なお、指定介護予防訪問介護の内容、料金、その他費用の額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

【加算：介護予防訪問介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し介護予防支援を行った場合	2,000円	200円	400円	600円
介護職員等 処遇改善加算	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	所得単位数にサービス別加算率24.5%を乗じた単位数で算定			
中山間地域等 小規模事業所 加算	中山間地域等に所在する小規模事業所として、国の基準を満たしている場合	所定単位数の10%を加算			

(2) キャンセル料

介護予防訪問介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

(3) 利用料金の支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、利用月の翌月25日に口座振替の方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、口座振替月の翌月10日に郵送します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は次の営業日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 大東銀行古殿支店、 須賀川信用金庫古殿支店、 郵便局 夢みなみ農業協同組合古殿支店

9、衛生管理等

事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10、虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

事業所は、サービス提供中に、当該訪問介護員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11、個人情報の保護

事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

1 2. 緊急時における対応方法

訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。
- (3) 事業所は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	医師名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄)	
	電話番号	

1 3. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 4. 苦情処理

事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため

に必要な措置を講ずるものとします。

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0247-53-4394 面接場所 当事業所の相談室
苦情解決責任者	渡邊 家伸 53-4394
苦情受付担当者	穂積 智美 53-4394

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	古殿町役場 健康福祉課	電話番号 0247-53-4616
	福島県国民健康保険団体連合会	電話番号 024-523-2700

15. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

17. 連帯保証人について（契約書第14条参照）

- (1) 事業所は、利用者に対して連帯保証人を定める事を請求できます。ただし、連帯保証人を定めることができないやむを得ない理由であって、事業者がそれを認める場合にはその限りではありません。
- (2) 連帯保証人を定めるにあたっては、連帯保証人同士は住居および生計が別であること、加えて未成年でない者を定めることとします。
- (3) 連帯保証人は、利用者が事業者に対して負担する利用料金を利用者と連帯して保証するものとします。
- (4) 前項の連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の限度額は4万円とします。
- (5) 利用者が利用料金の支払いを3カ月分以上滞納した場合は、事業者は、連帯保証人に滞納の事実を通知し、対処を求めるものとします。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 古殿町大字松川字横川 99 番地 1
事業者 古殿町介護事業所「コスモス荘」
職・氏名
管理者 渡邊 家伸 印

説明者職・氏名 サービス提供責任者
遠藤 智子 印
生田目 泰子 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所 古殿町大字
氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所
本人との続柄
氏名

連帯保証人 住所
保証人
本人との続柄